

大妻女子大学千鳥会会則

(名 称)

第1条 本会は、大妻女子大学千鳥会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、学生の厚生福祉を図り、教職員の教育研究を支援し、もって大妻女子大学の充実発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、第2条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 文化祭、スポーツフェスティバル及びその他学生の課外活動、就職に関する支援
- (2) 厚生補導及び学生用図書等の充実に対する支援
- (3) 学術研究会に対する支援
- (4) 機関誌の発行
- (5) 大学と父母との交流（懇談会、講演会）に対する支援
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 本会は、大妻女子大学及び大妻女子大学短期大学部学生の父母又はこれに代わる者（以下父母会員という。）並びに大妻女子大学及び大妻女子大学短期大学部教職員（以下教職員会員という。）を会員としてこれを組織する。

2 父母会員は、その子女が卒業等により学籍を失ったとき、会員の資格を失う。

3 教職員会員は、その職を退いたとき、会員の資格を失う。

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 4 名 |
| (3) 会 計 | 5 名 |
| (4) 監 事 | 9 名 |

(役員を選出)

第6条 役員は、これを父母側役員と学校側役員とに分け、次の方法で選出する。

- (1) 父母側役員は、会長、副会長3名、会計4名及び監事2名とし、父母会員から選出する。
- (2) 前項のうち、会長及び監事を除く役員は兼任を妨げないものとする。
- (3) 学校側役員は、副会長1名、会計1名、監事7名とする。
- (4) 学校側役員のうち、副会長1名は学生支援センター部長、会計1名は財務センター部長とする。
- (5) 学校側役員のうち、監事7名は各学部及び短期大学部毎に各1名を専任教員の中から選出する。

(役員任期)

第7条 父母側役員の任期は1年、学校側役員（第6条第4号によって学校側役員となった者を除く。この条中以下同じ。）の任期は2年とし、1年を4月1日から3月31日とする。但し、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期が満了した後でも、後任者が選任されるまでは、第1項にかかわらずなお引き続きその職務を行う。

4 第6条第4号によって学校側役員となった者は、その選出の条件となっていない地位を退いたときは、役員の職を失う。

(役員職務)

第8条 役員の職務を次の通り定める。

- (1) 会長は会務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は会計業務を処理する。
- (4) 監事は本会の事業及び会計を監査する。

(名誉会長)

第9条 本会は、大妻女子大学長を名誉会長とする。

(会 議)

第10条 本会は、次の会議を行う。

(1) 本部役員会

(2) 総会

会議は、会長が招集し議長となる。但し、副会長を議長とすることができる。

(本部役員会)

第11条 本部役員会は、会長、副会長、会計、監事、事務局長、教育支援センター部長、広報・入試センター部長及び就職支援センター部長をもって構成する。

2 本部役員会は、翌年度の会費の金額を審議する。

3 本部役員会は、総会に諮る事業計画案、予算案、決算案、役員人事案等を審議する。

4 本部役員会は、構成員の2分の1以上の出席がなければその会を開くことができない。

但し、当該議案についてあらかじめ書面をもって意見を表示した者は出席とみなす。

5 議案の採決は、出席者の2分の1以上の同意を要する。

(総会)

第12条 総会は、全会員で構成し、毎年度初めにこれを開催する。但し、必要あるときは、臨時に総会を開くことができる。

2 総会は、本部役員会が作成した事業計画案、予算案、決算案、役員人事案等について会員に諮り、了承を得る。

(本会の運営資金)

第13条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第14条 父母会員は、会費を毎年度初めに納入しなければならない。

2 各年度の会費の金額は、総会で会員に報告し、了承を得る。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計処理)

第16条 本会の会計処理については、別に定める会計処理要領による。

2 会計監査は、毎年5月末日までに行う。

(事務)

第17条 本会の会費徴収等は、大学に委託する。

2 本会の事務は外部に委託することができる。

3 必要に応じ、本会に事務職員若干名を置くことができる。

(会則の改正)

第18条 この会則を改正する場合は、本部役員会において出席者の2分の1以上の同意を要し、総会の承認を得なければならない。

附 則

1 この会則は平成13年6月2日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

2 この会則施行の際、現に在任している役員は、会則第8条第1項の規定にかかわらず、その任期が満了するまで役員としての職務を行うものとする。

附 則

この会則は、平成17年6月4日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成18年6月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年6月7日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成23年6月4日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成29年6月3日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成30年6月2日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、令和3年6月5日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、令和6年7月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和 7 年 6 月 7 日 総会）
この会則は、令和 7 年 6 月 7 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。